

た金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.0}{100} \times \frac{36}{365}}$$

十三 初期利子

平成十五年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.0}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払い、その日以、前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還期限

平成十五年三月二十日額面金額百円につき百円

十六 償還金額

日本銀行

十七 払込期日

平成十五年四月二十五日

十八 払込期日

平成十五年四月二十五日